❋ 農業集落農地動態調査 ❋

長崎県高木町峰部落における農地移動の動向

花 田 仁 伍

目　　次

1. 高木町と峰部落の概況
(1) 高木町の概況
(2) 峰部落の概況
2. 峰部落の耕地保有の推移
(1) 峰部落、農家構成の推移
(2) 農家別経営耕地面積の変化
(3) 耕地保有・小作地保有の推移
(4) 経営耕地の増減・耕地保有変動の要因
(5) 借地料と土地価格

1. 高木町と峰部落の概況

有明海に面し、諫早湾をはさんで正面に雲仙を眺望する風光明眉なこの長崎県高木町峰部落は、昭和21年に37戸の農家があったが現在の農家戸数も37戸というように、いわゆる「分解」現象も驚ろくほど静止的で、そのなだらかな傾斜に埋もれた静かな景観とともに、一見極めて平穏な農村集落をなしている。

(1) 高木町の概況

高木町の概況をみておけば、同町は長崎県東部有明海に面し佐賀県境に近い。標高 1,000 メートルの多良岳が有明海に傾斜するその斜面に拡がっている。面積は 4,967 ヘクター、64%が森林である。人口は約 1 万人強であり、減少傾向を辿っているが必ずしも過疎というほどではない。75%が農家人口で農家は 1,430 戸、1950年以後の農家戸数の減少は約200戸強である。耕地は 1,000 ヘクター強、水田率は60%弱で 587 ヘクター、畑 153 ヘクター、樹園地 316 ヘクター、これはみかん園でここ10年来の若い開園地である。昭和46年の作付面積は米 471 ヘクター、麦 263 ヘクター、果樹251 ヘクター、野菜 129 ヘクターとなっている。米作は水田の 8 割にとどまり、麦作は耕地の 4 分の 1 にみたない。20年以前頃までは、養蚕を始め、なたね、ソバ、さつまいも等が重要な作物となっていたが、現在は殆んど消滅している。水田における米、畑におけるみかんへの単作化がここでも進行しているが、その米作も昭和40年の 561 ヘクター（10アール当たり438 キログラム）から46年には471 ヘクターに減少するように生産調整による打撃は大きい。

反収は昭和46年で 410 キログラムでほぼ全国平均なみであるが、この数年間は全国平均以下に低下していた。休耕田にかぎらず畑を含めて荒れ地が目立つ。イチゴの露地栽培やトマト・キュウリ・ピーマン等の施設園芸への摸索や努力は続けられているが、後退する作物を補充するものをまだ見出しえていない。特に畑の荒廃化は、さつまい

も＝和牛の１・２頭飼いの放棄と結びついている。老人中心の１・２頭飼育は畑の荒廃化防止の方向として――また多頭飼育による畜産公害防止策としても――町の関係者の間で話題となっていたが、その助長奨励は望ましい。畜産は和牛の潰滅的後退、現在70頭（以前は 1,000 頭以上）・乳牛の停滞 230頭・豚 5,300 頭・養鶏13,000羽の増加という方向を追っている。

農家戸数は70年センサスで 1,430 戸、専業 212 戸、兼業 1,216 戸うち第２種兼業 726戸で第２種に傾いた兼業であるが、恒常的職員・賃労働等の安定的兼業（職員勤務 181 戸、賃労働 272 戸）の比率は相対的に低く、その伸び工合も停滞的である。

都市から遠く、近代的工業企業等が皆無に近い（土建業と製材業、食品加工業が中心）ということの当然の反映であり、その結果、兼業の深化という点では65年センサス以来それほど深刻ではない。また、自営兼業が相対的に一定の重要な役割を演じている。しかし兼業の増大部分は専ら「人夫・日雇」化として進んでいる。70年センサスで既に、916戸の雇用兼業のうちほぼ半数の 441 戸（49%）が人夫・日雇兼業である。自営兼業は 300戸でその過半 165戸が漁業兼業であり、その

第１表　高木町――専兼別・兼業種類別農家数とその推移

単位：戸

	総農家数	専業農家	兼業農家									
				計	恒常的職員	恒常的賃労働	出かせぎ	人夫日雇	計	林業	漁業	その他
1950	1662	808	854									
60	1561	560	1,001	589	190	159	3	237	412	5	88	319
65	1463	252	1,211	932	221	152	58	501	279	3	141	135
70	1430	214	1,216	916	181	272	22	441	300	16	165	119

第２表　高木町――経営耕地規模別農家数

	総農家数	例外規定	～0.3ha	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～5.0	5.0ha	総世帯数
1950	1,662	2	449	284	671		238	17	—	—	—	1	2,391
60	1,561	1	380	263	259	360	276	20	2	—	—		2,397
65	1,463	1	342	255	279	304	252	25	3	1	1		2,337
70	1,430 (100.0)	2 (0.1)	320 (22.4)	247 (17.3)	223 (15.6)	311 (21.7)	274 (19.2)	45 (3.1)	7 (0.5)	1 (0.1)	— —	— —	2,328

第３表　高木町――経営地

	経営耕地面積	田	樹園地			畑	採草地放牧地	山林のうち採草地放牧地
			果樹園	桑園	その他			
1950	991.4	557.4	12.2	81.2	1.2	339.3	1.5	0.2
60	981.4	544.1	18.4	34.3	5.1	379.2	4.6	—
65	924	541	103	22	2	254	2.0	0
70	965	544	221	8	1	191	0	—

他が119戸でなお重要な役割を演じている。その他の中で注目されるのは、大工が多いことである。

高木町は昭和39年9月合併した旧潟江村、小江村、深海村の三地区からなり、面積人口とともに潟江が最も大きく全体の過半を占め、次いで小江、深海の順になっている。三地区のうちでは、潟江地区が、役場もここに所在し商業・サービス・製造業の集まる地区をなし漁家も多く、深海地区は半農半漁的性格が強い。それに対して小江地区は相対的に純農村的性格が強い。その小江でも、峰部落は代表的な農村集落をなしている。

(2) 峰部落の概況

峰部落は非農家数戸、農家37戸よりなる。6戸が専業で残りは兼業農家である。専業農家には畜産農家（酪農・肉牛肥育・ブロイラー）があり、安定的な兼業の比重はこの部落では比較的に高いといえるが、人夫日雇も13戸14人で、恒常的勤務の22戸27人の半ば以上に達している（何れも延べ戸数と延人員)。大工兼業が5戸あるのが特徴的である。昔から大工の多い村であったときく。山の上にあって、のり漁業兼業農家が1戸ある。これは妻の実家が漁家でその権利を分割してもらったのだという。農家世帯員は190人、1戸当5.1人、

第4表　峰部落 ── 農家・農業構成、総括表

			総　数	～0.3ha	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～
世帯構成	農家戸数	戸	37	8	3	10	5	8	2	1
	世帯員	人	190	36	18	45	26	44	13	8
	男	人	96	20	6	21	16	22	7	4
	女	人	94	16	12	24	10	22	6	4
	農業従事者	人	85	14	7	20	12	23	6	4
	農外従事者	人	48	13	6	11	3	9	4	2
	専業農家	戸	5	—	—	—	2	3	—	—
農機具	耕耘機	台	18	—	1	2	5	7	2	1
	田植機	台	6	—	—	—	1	2	2	1
	バインダー	台	9.5	—	—	—	1	7	0.5	1
経営耕地	総数	a	2,859.07	130.18	116.34	578.79	436.19	996.92	355.22	245.43
	田	a	1,914.82	92.85	95.81	420.39	304.32	691.36	201.41	108.68
	畑	a	506.64	37.33	20.53	145.76	93.87	100.35	11.18	97.62
	樹園地	a	437.61	—	—	12.64	38.00	205.21	142.63	39.13
	1戸当平均、総数		77.27	16.27	38.78	57.88	87.24	124.62	177.61	245.43
作付面積	水稲	a	1,776	93	95	375	304	618	182	108
	麦類	a	235	—	—	66	43	85	6	40
	雑穀	a	65	11	—	17	13	11	4	8
	いも類	a	103	14	8	39	13	14	15	—
	工芸作物	a	113	—	—	—	—	108	2	3
	飼料	a	313	—	—	—	—	143	—	170
	果樹	a	391	—	—	15	38	158	142	39
	作付面積計	a	3,005	119	103	517	411	1,135	350	369
	耕地利用率	%	105	92	89	89	94	114	99	151
畜産	乳牛	(3戸)	20	—	—	—	—	(1戸) 8	(1戸) 2	10
	肉牛	(2戸)	42	—	—	—	—	(2戸) 42	—	—
	豚		1	1	—	—	—	—	—	—
	ブロイラー	(1戸)	14,000	—	—	—	—	(1戸) 14,000	—	—

男女ほぼ半々である。農業従事者48人、農外従事者48人、1戸当りそれぞれ2.3人、1.3人となっている。

経営耕地面積は合計28.59ヘクター、1戸当たり平均77アールで全国平均以下。2ヘクター以上層は1戸（2.45ヘクター）で1.5～2ヘクター2戸、1.0～1.5ヘクター8戸、0.7～1.0ヘクター5戸、0.5～0.7ヘクター10戸、0.3～0.5ヘクター3戸、0.3ヘクター以下8戸という階層構成となっている。そして、この農家戸数と階層構成が、後に見るように、戦後＝農地改革後殆んど変化していないのが、一つの特徴をなしている。

耕地の地目構成は、水田19.14ヘクター、畑5.06ヘクター、樹園地（みかん）4.37ヘクターである。みかん園は構造改善事業によって開園され、それ以前は皆無であった。作付面積は水稲が最大で17.76ヘクター、平均反収8俵前後、畜産農家では1俵は確実に多いといわれ、9俵強。麦は1.66ヘクター、かつて重要な作物であったソバ・かんしょは完全に消滅し、うずら・あづき・いんげん・ごま等の自給作物が僅かづつであるが、なおかなりの農家で作付けられている。自給作物の増産も町関係者の間で問題とされていたが、望ましい方向である。煙草作農家1戸、花木（バラ）栽培農家1戸というのが注目される作物となっている。

畜産では酪農3戸（それぞれ10、2、8頭飼育）、肉牛肥育3戸、そのうち1戸は、25頭の肉牛と8頭の乳牛を飼育している。家畜商でもあり、本格的な肥育を目標としている。他の1戸は、ここでは育成・肥育15頭の畜産規模であるが、隣接部落の山間部で50頭の共同（2戸）飼育を実施している。これも本格的な肥育農家を志向している農家である。残りの1戸は1頭飼育である。他にブロイラー養鶏農家1戸、14,000羽飼育がある。以上が、作目、畜目の目ぼしいものの殆んどすべてである。

農機具はまだトラクター、自脱コンバインは導入されておらず、耕耘機・バインダの段階であるが、田植機は5台、共同を含めて8戸に導入されている。生産の組織化・集団化は、佐賀に見られるような生産組織はみられず、賃耕・賃刈・賃摺が上層農家と、機械の無所有農家の間で行なわれている段階である。

2. 峰部落の耕地保有の推移

(1) 峰部落、農家構成の推移

いま昭和20（1945）年〔11月23日〕から今度の調査年次昭和48（1973）年にいたる28年間――凡そ30年一世代に近い――の農家数を経営規模別に、ほぼ5ケ年間間隔で区切って、集計してみると次表（第5表）のとおりで、まず印象的なのは農家総数が20年と48年で同数であるということで

第5表　峰部落――経営規模別農家数の推移

	農家数	例外規定	～0.3ha	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～
昭和20	37		6	1	10	7	10	3	—	—
25	37		5	2	10	7	11	2	—	—
30	38		6	3	9	8	10	2	—	—
34	36		3	7	7	7	11	1	—	—
40	35		4	5	6	8	10	2	—	—
45	37		7	6	6	7	6	5	—	—
48	37		8	3	10	5	8	2	1	—

第６表　経営規模別農家数の推移（高木町、旧小江村）

	総農家数	例外規定	～0.3ha	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～5.0	5.0ha～	非農家を含む総世帯
1950	411	—	91	54	175		85	6	—	—	—	—	535
60	403	—	77	63	60	96	97	10	—	—	—	—	
65	383	1	71	55	65	81	92	16	1	—	1		
70	377	1	75	50	55	75	96	23	2	—	—	—	

ある。但し途中に若干の変動があり、昭和30年に１戸ふえて38戸となり、34年に36戸、40年に35戸に減じ、45年に37戸に回復し現在に至っている。

更に、立ち入って経過を辿ると、昭和20年の37戸のうち現在までの継続農家は31戸である。つまり当初の農家のうち６戸が離農（１戸）ないし離村（５戸）し、新たに６戸が分家（２戸）、転入（４戸）等で農家として参入している。したがって総数は変化しないという形となっている。なおこの期間に新設されかつ離農離村したのが２戸ある。したがって農家戸数の変動は、昭和20年当初の37戸のうち６戸が離農離村し、その後現在まで８戸の農家新設があったが、そのうち２戸は既に離農離村して６戸だけが残り、総体として結果的に20年当初の戸数が維持されているということになっているわけである。いわゆる過疎現象は、農家戸数でみるかぎり見受けられないが、離農村を契機とする土地保有の変動・集中も、これでは期待薄ということが、まず印象づけられよう。

規模別階層構成の推移・変化を見ると、その印象がほぼ誤りでないことが知られよう。最大規模層で２ヘクターどまりというように平均して零細であるが、この30年に近い期間を通じて規模別階層構成にも見るべき変化はなかったといえよう。とくに昭和40年までは殆んど変化していない。若干の変動は40年から48年にかけて認められるが、１戸が２ヘクター以上に上昇拡大しているのが目立つほかは、全体としてむしろ零細化する、という動きを示している。

昭和20年と48年を比較すると、0.5～0.7ヘクター層を中心に、それ以下層で増大し、それ以上層では、最上層の2.0ヘクター以上で０から１戸にふえる以外は、全階層減少しており、総過程として全面的な零細化傾向を指摘することができよう。

この階層構成の変化は、小江地区（旧小江村）また高木町全体としてみると、変化が乏しく分化・分解傾向は停滞的であるという点で、峰部落と共通するが、65～70年にかけて、若干ながら上位階層での増加、つまり上層における規模拡大傾向が認められる。これは全国的傾向であるが、峰部落では、この傾向が確認し難いという点、つまりそれは停滞的であるという点を指摘しなければならないであろう。

(2)　農家別経営耕地面積の変化

各農家別にみよう。年次は昭和20、25、26、27、28、29、30、34、40、45、46、48年の資料が利用できる。20～30年は農地動態調査、34・46年は耕作台張、40・45年農（林）業センサス、48年は今次調査である。

各農家別に立入ってみると、やはり、階層別戸数変動では見られないそれなりの変化がある。

昭和20年当時37戸の農家のうち、６戸（16％）が離農離村したことは既に述べたが、したがって20年以来の継続農家は31戸（84％）で、そのうち

経営面積を拡大した農家は14戸（38%）である。縮小農家が17戸（62%）である。それに新設農家6戸が参入して、20年と同数の37戸の現在戸数となっている。離農離村農家と新設農家、面積拡大農家と縮小農家とが、戸数でもほぼ均衡している。ということは、離農離村や規模縮小によって放出される耕地が、より少数の農家に集中するのではなく、ほぼ従前の規模で分散的に移動しているにすぎないようである、ということが想像される。

事実、放出面積の最大は離村農家の81アールであるが、拡大農家の拡大面積も80.3アールであり（新設農家の最大は50.8アールである）、拡大の最大規模は縮小のそれの規模をこえてはいない。

土地の放出と受取りとの面積の関係をみると、離農離村6戸の面積は234アールで、それに非農家で零細地片を耕作していて離村した1戸の面積を加えると247.5アールである。他方、新設農家6戸の現在面積は118.5アールである。縮小農家17戸の縮小面積は合計して511.5アール、それに対して拡大農家14戸の拡大面積は441アールとなっている。離農・縮小面積の合計は759アールに対して新設・拡大面積の合計は454アールで、凡そ3ヘクター強の放出超過となっている。それは、昭和32年水害による潰地・農道整備による潰地等の結果であり、他部落在住農家への小作地返還・売却等もふくまれている。その離農離村・規模縮小の中には、水害の影響がかなり大きな比重を占めている。

現在の経営面積は、先の減少3ヘクターに対して開園による1ヘクターの増加で若干カヴァーするが、全体として約2ヘクターの規模縮小となっている。即ち昭和20年の経営面積は30.57ヘクターであったが、現在の経営面積は28.59ヘクターで、約2ヘクターの減少となっている。（部落全体の耕地面積の増減は、極めて僅少であったといえる。面積の拡大もなかったかわりに、水害等による若干の減少を除くと、都市化・工業化等による転用は見られず、いうならば比較的安定的であったといえるわけである。）

拡大農家と縮小農家との間の階層的性格も必ずしも明確ではない。昭和20年当時の序列で、規模の大きい上位農家が、その後も規模を拡大し、中下層農家が規模を縮小するという両極分解的傾向は、必ずしも明瞭な形では現われていない。拡大農家・縮小農家ともに各階層に拡散している。第7表に示す通りである。あえていえば、最上位の一番農家が最大規模の拡大をし、現在もますます優位な1位を保っていること、そして離農離村の6農家は何れも1町以下層に属し、とくに三反未満層では、全農家6戸の半数が離農村し、また離農村農家の半分がこの層に集中していて、離脱現象においては下層集中の傾向が支配していたといえる。

このように、離脱過程において下位集中の傾向が認められても、規模拡大が上層優位ないし上位集中という傾向は認められないが、しかし、昭和20年当時の規模（階層）序列を基準とするときにそうであって、もしそれを昭和48年の現時点での規模階層序列で見ると趣きは若干異ってくる。拡大農家の上層優位・上位集中の傾向は可なり明瞭に現われてくる。第7表(2)に示す通りであるが、拡大農家14戸のうち8戸が、1.0ヘクター以上の13戸の農家に集まっている。とくに1.5ヘクター以上の3戸は何れも全戸拡大農家であり、とくに1番・2番農家はそれぞれ、71アール、80アールを拡大し拡大規模でも最大の2戸となっている。新設（昭和20年以後の）農家6戸のうち5戸は0.3ヘクター以下層で、他の1戸は0.5～0.7ヘクターに属して、何れも零細であるが、この新設農家以外の下位階層の農家層についてみれば、規模縮小農家の比率が高く、縮小農家は1.0ヘクター

第７表　昭和20～48年
規模拡大と規模縮小・離農村農家の階層別分布

(1)　昭和20年経営規模別農家基準（昭和20～48年）

	総数	～3反	3～5	5～7	7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～
総　数	37	6	1	10	7	10	3	—
拡　大	14	3	—	4	2	4	1	—
不　変	—		—	—	—	—	—	—
縮　小	17	—	—	5	4	6	2	
離農村	6	3	1	1	1			

(2)　昭和48年経営規模別農家基準（昭和20～48年）

	総数	～0.3	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～
総数	37	8	3	10	5	8	2	1
拡大	14	1	1	2	2	5	2	1
不変	—	—	—	—	—	—	—	—
縮小	17	2	2	7	3	3	—	—
新設	6	5	—	1	—	—	—	—

第８表　昭和30～48年
規模拡大と規模縮小農家・新設農家の階層別分布

昭和48年経営規模別農家基準								
	総数	ha ～0.3	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～
総数	37	8	3	10	5	8	2	1
拡大	12	1	1	2	1	4	2	1
不変	—	—	—	—	—	—	—	—
縮小	20	3	2	7	4	4	—	—
新設	5	4	—	1	—	—	—	—

以下、とくに0.7ヘクター以下層での比率が高いといえる。現時点の規模階層序列を基準にすれば、規模拡大は上位・上層に集中し、規模縮小は下位・下層に集中していたといえるわけである。

以下の分析との関連もあるので、昭和48年階層基準で、昭和30年から48年にかけての拡大農家・縮小農家・新設農家の階層別分布を見ると、第８表のとおりで、10年以前の20年から変化構成（第７表の(2)）と殆んど変りない。ということは、変化は主として30年以後に生じるか、あるいは30年以前の10年間の変化も30年後のそれとほぼ同じ方向のものであったか、別の方向であってもその後の変化を逆転させるほど大きくなかったか、の何れかであろうということになろうが、大体においてその何れでもあったといえる。即ち、昭和20年から48年の現時点にかけての拡大・縮小農家は、20～30年、30～44年に分けて見ても、拡大農家の前期も後期も拡大しており、縮小農家は両期を通じて縮小しており、前期に拡大し後期に縮小するとか、前期に縮小し後期に拡大するという農家の事例は比較的に少ない。そして、この戦後28年間での拡大・縮小は、30年前と以後とに分けると、主として30年以後に進行しているのも明らかである。とくに縮小農家についてはそうである。30年までの縮小農家は11戸であったが、30～48年には20戸に増大している。拡大農家は前期16戸で後期12戸となっている。総じて、前期では縮小より拡大農家が上廻わり（分散）、後期では縮小農家が急増して拡大農家を上廻る。微弱ながら集中傾向が確認できるわけである。放出される土地（土地喪失）は比較的少なく、その少ない土地がますます多くの農家に分散するという保有分散が前期の特徴であったとすれば、後期は放出（土地喪失）も拡大し、それが相対的に少農の農家に集中するという傾向に転じたのが、後期の特徴であるといえる。換言すれば、前期の分散傾向から上位集中による両極分解的傾向に僅かではあるが転換していることを認めることができる。

(3)　耕地保有・小作地保有の推移

その経営耕地面積の変動が、どのような土地保有の形態と方向において成立したものであるかを次に検討したいが、その前に、現時点・昭和48年11月現在における経営耕地の所有・保有関係を見ておこう。

現時点における経営耕地の自作地・小作地別、地目別、および所有地・貸付地の構成を経営規模

第9表　昭和48年11月現在、経営規模別、地目別、自作地・小作地別耕地構成

			経営規模別							単位：α、%
			総数	～0.3ha	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～
農家戸数			37	8	3	10	5	8	2	1
経営耕地面積	経営耕地	総数	2,859.07	130.18	116.34	578.79	436.19	996.92	355.22	245.43
		田	1,914.82	92.85	95.81	420.39	304.32	691.36	201.41	108.68
		畑	506.64	37.33	20.53	145.76	93.87	100.35	11.18	97.62
		樹園地	437.61	—	—	12.64	38.00	205.21	142.63	39.13
	自作地	計	2,550.91	130.18	112.15	556.34	382.49	846.00	328.32	195.43
		田	1,713.20	92.85	95.81	405.92	250.62	569.91	189.41	108.68
		畑	419.57	37.33	16.34	137.78	93.87	81.35	5.28	47.62
		樹園地	418.14	—	—	12.64	38.00	194.74	133.63	39.13
	小作地	計	308.16	—	4.19	22.45	53.70	150.92	26.90	50.00
		田	201.62	—	—	14.47	53.70	121.45	12.00	—
		畑	87.07	—	4.19	7.98	—	19.00	5.90	50.00
		樹園地	19.47	—	—	—	—	10.47	9.00	—
	貸付地	計	120.34	0.85	—	89.19	19.30	—	—	11.00
		田	99.51	—	—	75.21	13.30	—	—	11.00
		畑	20.83	0.85	—	13.98	6.00	—	—	—
		樹園地	—	—	—	—	—	—	—	—
	所有地		2,559.25	143.03	121.15	521.53	401.79	846.00	328.32	206.43
小作地率	経営耕地	総数	10.8	—	3.6	3.9	12.3	15.1	7.6	20.4
		田	10.5	—	—	3.4	17.6	17.6	6.0	—
		畑	17.2	—	20.4	5.5	—	18.9	52.8	51.2
		樹園地	4.4	—	—	—	—	5.1	6.3	—
貸付地率			4.7	0.6		17.1	4.8	—	—	5.3

階層別に示すと第9表のとおりである。

37戸の農家が経営する耕地面積は総数2,859アール、1戸当り77.27アールであるが、自作地2,550.9アール、小作地308アール、自作地率89.2%、小作地率10.8%である。10.8%という小作地率は全国的に見てかなり高率であるといえる。1970年センサスでは全国平均では5.60%であるから、凡そその2倍である。（もっとも、同センサスでは、峰部落も6.06%であるから、センサスではほぼ全国なみである。）

この小作地率の高さは、峰部落を含むこの地帯が、かっての小作地帯で、かつ零細地主からの小作地が大地主地の間に散在していたために、残存小作地率が高く残存したということ(注)、そしてその後、その残存小作地の解消が他の地域ほどに進行しなかったのであろう、ということが一応想像される。また農家別に、小作地および貸付地の年次別推移を整理してみると、現在の小作地保有農家および貸付地所有農家は、大体において、農地改革完了時の昭和25年当時の小作地保有農家であり、また貸付地所有農家である。つまり、現在の小作地保有農家・貸付地所有農家は、それぞれ改革完了時のそれと一致している。このことは、右の想定に一応の根拠を与えるといえよう。つまり、農地改革前からの小作地率の高さとその残存ということである。

注。農地改革直前、昭和20年11月23日現在の高木町（旧3村）の自小作構成・小作地率

・残存小作地率は次の通りである。すなわち小作地率は52.7％、残存小作地率（総耕地に対する小作地から解放面積を差引いた面積の比率）は14.7％で極めて高かった。とくに深海村は29.9％という高率である。

高木町・自小作構成と残存小作地率
（昭和20年11月23日現在）

単位：町

	深海村	小江村	潟江村	計
耕地面積	146.39	321.64	533.96	1,001.99
自作地	71.47	152.48	249.84	473.79
小作地	74.92	169.16	284.12	528.20
解放面積	31.21	134.93	214.95	381.09
残存小作地	43.71	34.23	69.17	147.11
小作地率	% 51.2	52.6	53.2	52.7
残存小作地率	% 29.9	10.6	13.0	14.7

『長崎県農地改革史』より

農地改革直前、昭和20年11月23日現在の経営耕地の保有関係は、37戸の全農家が小作地をもち、自作ゼロ、自小作10戸、小自作19戸、小作８戸という構成で、小自作・小作に傾った構成となっていた。他方貸付地を所有する農家も14戸あったが最大で４反７畝という零細貸付であって地主といわれるカテゴリーの所有者は存在しなかった。総経営面積30町５反７畝のうち小作地が19町７反５畝で、小作地率は64.6％であった。これは長崎県でも諫早（干拓地主地帯）に次ぐ高率な小作地帯をなしていた。他方貸付地は２町８反７畝で、諫早在住（小江村からみれば不在地主）の大地主所有地が過半を占めていたが、残りは同部落の零細貸付地と隣接部落の零細地主の貸付地であった。解放面積は16町７反９畝となっているが、うち６反１畝は小作地以外からの売渡面積であるから、解放率は85％としても残存小作地は差引き２町９反６畝に６反１畝を加えた３町５反強であったろう。それは経営耕地面積の10％強に相当する。残存小作率は全国平均よりやや高い。農地改革完了時・昭和25年８月１日現在の小作地は４町８反２畝でそれは37戸の経営耕地30町２反６畝の15.9％となっている。これを、残存小作地と見るとその比率は相当に高いといえる。ちなみに全国平均では同時点で10.1％であった。

その後、昭和30年までその小作地構成・比率は殆んど変化していない。30年の小作地面積は４町３反で、25年より５反を減じただけで、小作地率は14.3％で、同じく１ポイントを減じたにすぎない。この間、残存小作地の解消過程は殆んど進行しなかった。

しかし、その後の推移を見ると、小作地はかなり急速な減少を示している。すなわち第10表に示すとおりだが、４年後の昭和34年には２町76に減じ、小作地率は9.5％に低下している。これは昭和32年の大水害後の復旧整理過程で移動したものと思われるが、その後も引き続き減少し、この傾向が昭和46年まで続いているようである。資料の出所＝調査主体の相違による誤差も考慮されなければならないが――昭和30年までは農林省農地課の農地動態調査であるが、34・46年は役場の農家台帳、40・45年は農業センサス、48年は今次調査――傾向として小作地の減少過程、残存小作地の解消過程の進行は覆うべくもなく、昭和35年以後

第10表　小作地率の推移、峰部落

昭和	経営耕地	小作地	小作地率
			%
25	畝）3,026.5	482.7	15.9
26	3,016.4	464.5	15.4
27	2,999.1	474.7	15.8
28	3,000.5	473.6	15.8
29	2,988.3	477.5	16.0
30	2,997.6	430.1	14.3
34	2,897.4	276.6	9.5
40	a）2,721	194	7.1
45	2,873	189	6.6
46	2,737.6	166.5	6.1
48	2,859.2	308.5	10.8

に進行している。そして、先の統計が信頼し得るものであれば、昭和45・46年まで小作地の減少傾向が続き、そこを谷にして、増大に転じ、僅か2年後の48年には殆んど倍増する勢いで増大している。後に見るように、実態調査の結果によれば、現在小作地の大部分は昭和45・46年以後のもので、1～2年の記載上、記憶上のズレがあるにせよ、45・6年頃を転期とする小作地減から小作地増への転換の動きは間違いないようである。

ところで、昭和45・6年頃までの小作地の減少過程の背後に残存小作地の解消過程が進行したであろうことは当然として、残存小作地の解消が直ちに小作地の減少となるのではなく、新規小作地の成立は新たな賃貸借の成立があれば、それが前者による減少を補充することになるわけだから、残存小作地の解消過程は小作地減少の速度と規模が示す以上のものであろうことが予想される。

事実、昭和30年当時の小作地4町3反（その大部分は残存小作地）を追跡してみると、およそ第11表のとおりで、当時の小作地は、全部返還あるいは買取り等を通じてそのほとんどが解消し、なお小作地として残留しているのはむしろ例外とい

第11表　峰部落、昭和30年小作地の行方（昭和48年11月現在）

農家		借入面積(畝、歩)			相手				
		田	畑	計	1	2	3	4	5
現存農家	1	11.19	3.00	14.09	田 11.09 外	畑 3.00 内 S.35 返			
	2	19.06	4.15	23.21	田 6.23 外	田 12.13 内	畑 4.15 内 S.35 返		
	3	26.02	13.28	40.00	田 12.11 外	畑 4.10 外	畑 4.00 内	田 13.21 内 S.40 買	畑 5.18 内 S.42 買
	4	46.14	—	46.14	田 12.20 外	田 33.24 内 S.39 返			
	5	28.21	—	28.21	田 15.21 外 S.34 買	田 13.10 外 S.34 買			
	6	12.09	12.00	24.09	田 12.09 外 S.32 返	畑 5.21 内 S.35 返	畑 6.09 内 S.43 返		
	7	—	21.02	21.02	畑 8.11 内 S.30 返	畑 12.21 内 S.44 返			
	8	9.27	3.12	13.09	田 9.27 外	畑 3.12 外 S.43 返			
	9	—	4.00	4.00	畑 4.00 外				
	10	23.12	—	23.12	田 23.12 外 S.46 返				
	11	—	10.12	10.12	畑 4.16 外 S.38 返	畑 5.26 外 S.35 返			
	12	14.03	—	14.03	田 14.03 内 S.48 買				
	13	2.00	—	2.00	畑 2.00 内 受				
	14	—	15.26	15.26	畑 12.26 内 S.40 買				
	15	—	9.07	9.07	畑 7.07 内 S.40 返	畑 2.00 外 受			
	16	28.22	9.00	37.22	田 28.22 内 返	畑 9.00 内 返			
	17	15.28	10.17	26.15	田 55.13 外 S.38 返	田 10.15 外 S.47 返	畑 10.17 内 S.32 返		
	18	16.17	—	16.17	田 16.17 外 S.40 買				
	19	—	2.03	2.03	畑 2.03 内 S.38 返				
離村農家	20	25.13	8.17	34.00	田 25.13 内 返	畑 8.17 外			
	21	—	7.00	7.00	畑 7.00 外				
	22	—	5.16	5.16	田 5.16 内 返				
	23	9.15	—	9.15	田 9.15 外				
	24	—	1.09	1.09	畑 1.09 外				
合計		287.28	140.05	430.03					

注。内…地主部落内、外…地主部落外、返…返還、買…買取り、
受…譲受け、S.－…昭和－年。

ってよいほど一部分にすぎない。すなわち、当時小作地を借受けていた農家は24戸、相手（地主）を基準に数えると43件であったが、うち5戸（6件）がすでに離村しその小作地は全部解消している筈だから、在村の分で今度の実態調査で確認可態なもので、小作地と継続されているのは6戸8件7反3畝にすぎない。かつその大部分（6件）は部落外在住地主からの小作地で、部落内地主からの小作地はほぼ完全に消滅しているといってよい。僅かに2件を残しているのみである。残存小作地の解消過程は、ここではむしろ徹底しているといえる。

いま指摘したように部落内地主（農家）からの小作地の解消はより徹底していることを述べたが、当時の部落在住農家の貸付地の側から整理してみると第12表の如くである。昭和30年現在、当部落在住の貸付地を有する農家とその貸付面積のその後の行方を追跡したものである。当時10戸で31件2町7反7畝17歩の貸付地があった。そのうち4戸が離村し1戸が離農（お寺）している。この離村組は全部売却したとみてほぼ間違いなく、離農の1戸は部落外の1件は不明であるが、他は引上げの後売却している。これらを除くと、現在小作地として残留しているのは――既に述べたように――僅かに2件、面積は2アールと26歩にすぎない。改革時からの地主保有地＝貸付地の解消はほぼ完全に近いといってよいであろう。（その解消の形態方法は殆んどが引上であって、売却は2戸5件となっている。引上げの際、離作料が支払われた事例は2～3件を数えるにすぎない。これは小作の側からの返還がむしろ主流であったことを思わせる。昭和45年前後のそれは殆んどそうである。）

したがって、昭和48年現在の借入地30.8ヘクター（16戸）と12.0ヘクターの貸付地（9戸）の圧倒的な部分、その殆んど全部は、残存小作地以外の、昭和30年以後に成立したものである。そして、それが主として昭和45年以後、最近数年のうちに成立しているという点に特色があり、注目される。

(4) 経営耕地の増減・耕地保有変動の要因
――土地移動の方向と形態――

既に見たように、昭和48年現在の37戸のうち、30年から48年にかけて経営耕地を拡大した農家は12戸、新設農家は5戸、縮小農家20戸であった。この37戸以外に、この間に離農村した農家が4戸あった。そして拡大農家の拡大面積を両時点の経営面積の比較から算出すると、317アールであり、新設農家の面積は105アール計422アールが拡大新設農家のその拡大（新設）部分である。他方、縮小農家・離農村農家の縮小（離農）部分は458アール（うち81アールが離農村分）である。全体として差引き136アールの縮小となっている。その経営耕地の拡大と縮小、保有耕地の増減について、その要因を若干検討しておこう。

各農家の経営面積の拡大・縮小は、各農家それぞれについてみれば、拡大縮小両要因の相殺の結果である。すなわち、それぞれ、購入あるいは借入れ等の拡大要因と売却・貸付等の縮小要因が交錯し、両作用の相殺的結果として現われる。いま各農家（現在農家について）別に、経営耕地の増加面積、縮小面積についてみるに、期間は昭和30年から48年の間のもので、若干の調査記載もれはあるが、殆んどの全農家が何らかの変動を受けている。要因別の明示のなかった農家は2戸であり、この2戸も含めて、全農家が、その経営耕地面積を多少とも変化させている。

何らかの増加要因のあった農家は28戸（うち5戸は新設）その増加面積は781アールである。他方何らかの減少要因のあった農家は30戸で、その減少面積は795アールとなっている。減少が戸数・面積ともに僅かに多い。

第12表　峰部落、昭和30年貸付地の行方（昭和48年11月現在）

		貸付面積（畝、歩）			相手					
		田	畑	計	1	2	3	4	5	6
在村農家	1	14.03	－	14.03	田 14.03 内 S.48 売					
	2	17.09	10.14	27.23	田 17.09 外 S.44 引	畑 2.07 外 引	畑 2.03 内 S.38 引	畑 2.24 外 S.31 引	畑 3.00 内 S.35 引	
	3	－	6.04	6.04	畑 6.04 外 S.42 引					
	4		14.00	14.00	畑 14.00 外 引					
	5	33.24	－	33.24	田 33.24 内 S.39 引					
	6	25.13	20.03	45.16	田 25.13 内 S.43 引	畑 5.16 内 S.38 引	畑 6.26 内 S.40 引	畑 5.21 内 S.35 引	畑 2.00 内	
	7	13.01	14.26	27.27	田 13.01 外 売	畑 7.07 内 引	畑 7.19 外 売			
	8	10.05	0.26	11.01	田 10.05 外 引	畑 0.26 外				
	9	28.22	23.10	52.02	田 28.22 内 S.35 売	畑 9.00 内 S.35 売	畑 14.10 外 S.35 売			
	10	13.00	－	13.00	田 13.00 外 S.35 譲					
離村農家	11	－	2.00	2.00	畑 2.00 外 譲					
	12	3.25	39.25	43.20	田 3.25 外 ?	畑 10.17 内 S.32 引	畑 4.15 内 S.35 引	畑 12.21 内 S.44 引	畑 6.09 内 S.43 引	畑 2.00 内 譲
	13	7.03	－	7.03	田 7.03 外 ?					畑 3.23 外 ?
	14	－	1.09	1.09	畑 1.09 内					
	15	14.23	8.11	23.04	田 14.23 外 ?	畑 8.11 内 S.32 引				
合計		177.13	100.04	277.17						

注。内…小作人部落内、外…小作人部落外、引…引上げ、売…売却、譲…譲渡

増加要因を、貸付地引上げ・耕地購入・開墾・被贈・借入れ・交換等に分類すれば、最も多いのは戸数・面積共に最も大きいのは購入である。13戸267アール、ついで借入れ11戸234アールであり、次に被贈6戸118アール、貸付地引上げ5戸98アールとなっている。

減少要因は、小作地返還・耕地売却・潰廃・贈与・貸付・交換等に分類すれば、ここで最大のものは潰廃の20戸217アールである。これは水害跡整理と農道造成（構造改善事業）が主たる原因をなしている。宅地化も若干ある。次は、小作地返還の13戸196アールが大きい。次いで、戸数では8戸の貸付であるが、面積では7戸の売却が大きく188アール、貸付は117アールとなっている。贈与は3戸で59アールである。

増加要因で戸数・面積とも最も大きいのは購入であるが、注目されるのは借入が購入に迫っていることである。とくにそれは、上・中位の農家での最近の動向として注目される。とくに1番農家が4戸から50アールを任意返還を条件に無料で借入されている。昭和46年からで、この農家は酪農家（10頭）でもあり、飼料作にあてているが、改革前からの最上位の農家であった。外に32.6アールを購入（46・47年）し、分家した弟に11アールを貸付けたが、差引き71アールの拡大を遂げた。5番農家の15アールも45年からの借地で飼料用である。但しこの農家は借地料として反当2千円ないし8千円を払っている。耕作放棄され荒れ地化した耕地とくに畑を相当見受けたが、また貸手の希望者はあっても借手が少ないというのが実情であると聞いたが、条件の整備した農家と農地の間で、新しい借地による規模拡大が進んでいるのは注目してよいであろう。

先に検討した残存小作地の解消は、地主による貸付地の引上げないし小作による小作地の返還あるいは貸付地の小作への売却ないし小作による小作地の購入、あるいは引上げる代償として一部を譲渡するか相場よりも安く売り渡す等の方法で進行するが、引上げと返還の場合が経営耕地の変動と結びつく。小作地の返還は、小作人の経営規模が小さい場合、その買取りは小作人の経営が比較的大きい場合と結びつくのが普通である。貸付地の引上げは、地主の経営が比較的大きい場合に結びつき、その売却は零細地主と結びつく傾向が一般的である。既にみたように、ここでは残存小作地率は高かったが、それは殆んど完全に近いまで解消したが、ここでは零細農家の返還と上位農家での買いとり、貸付地の場合には上位農家での引上げと離村農家の売却というパターンをなしていた。

したがって、比較的上位農家では貸付地の引上げが経営耕地の増加要因として一定の役割を演じ、そして減少要因では小作地返還が「潰廃」を除くと最も重要な役割を演じている。しかし必ずしも下位階層に集中するものとはなっていない。そして中位では新規貸付による減少が一定の役割を演じつつあると見受けられる。このことは、明白な両極分解的傾向を示している訳ではないが、賃貸借＝借地関係による農地の流動化が、一定の作用を開始し再編成への契機となりうるものであることを暗示しているといえよう。

(5) 借地料と土地価格

i） 小作料（借地料）

小作料は、残存小作地では、以前は公定小作料、現在では標準小作料（水田）に近い額が基準になっているが、残存小作地以外の新しい小作地では、水田では現物地代が一般的である。反当玄米2～3俵が相場だという。煙草作農家では反当6俵で借りている事例もあった。現物地代は畑にも及び、反当裸麦（麦）1俵あるいは米1俵という事例も屡々見受けられたし、4アールで米2斗という事例にも遭遇した。現物小作料とくに畑での現物小

作料は、旧形態の残存として後進山間地帯で見受けられる事態であり、後進性の象徴的表現と見なされていたが、事実、ここでは、畑1反の小作料年7日（田植・収穫時）という労働地代が昭和42年まで存在していた事実に遭遇したことが示すように、後進的性格は明らかであるけれども、最近の激しいインフレが金への不信を呼び起こし貨幣基準ではなく現物基準での評価に重きをおく傾向が再現し、現物小作料（現物地代）化を復活させ促進させる傾向が、一般的に展がりつつあるといえるが、ここでは、それが公然のものとなっている。畑には相当の開差があるが、水田は反当2～3俵という水準に標準しているようである。

反当2～3俵という小作料は、平均反当8俵といわれる収穫の4分の1以上に相当する。決して低くはないが、農地法で規定される標準小作料決定の場合の最高額（粗収益の25%）とほぼ対応している。

高木町の標準小作料は中田（基準収穫量438キログラム）15.564円と決定され（第13表）、それは佐賀平坦部の20,000円に比較して相対的にかなりの高率地代と思われるが、粗収益の25%として決定したものである。反収8俵（480キログラム）の場合の峰部落で、小作料率が偶然にこの標準小作料の対粗収益率（最高額）に一致していたということになる。畑の小作料が裸麦1俵とすれば、これも、ほぼ収穫の4分の1前後に相当するということになる。畑の小作料はかなりまちまちで、只でも借り手はなく荒れ地化しているのもあれば――耕作放棄地が休耕地以外に2ヘクター、全耕地の2%にも近い――要求次第で返還するという条件で無料（但し酪農家だから堆厩肥が入って土地が肥えるという貸手の期待がある）のものから、5アールで4,000円というのまで、まちまちであるが、金納地代のあえて一応の目安を求めれば、3,000円前後が一応の標準といわれている。とすれば、この3,000円という額は麦1俵の代金に見合っているといえる。麦1俵というのが，畑1反の小作料の一応の目安であり基準であるように見受けられる。

第13表　高木町、標準小作料（水田・10a当り）

	基準反収	標準小作料	備　考
上田（1～4等）	500 kg	19,019円	中田＋22.2%
中田（5～8等）	438 kg	15,564円	粗収益の25%
下田（9～12等）	330 kg	12,109円	中田－22.2%

〔高木町資料〕

ii）田畑の売買価格

田の自作地売買価格は農道建設による買収価格に引きづられて上昇し、40万だといわれ、その価格での売買事例があった。昭和46年度、長崎県農業会議調査の自作地価格は、潟江町小江地区平均で、上田＝30万円、中田＝24万円、下田＝16万円、上畑＝14万円、中畑＝12万円、下畑＝8万円となっている。峰部落は小江地区では反収高く価格も高い部落に属し、数年前までは30万円前後であった。45年頃30万円、48年40万円であるとすれば、政府買入価格での、ほぼ米40俵前後に相当し、この尺度でみるならば、ほぼ同じ水準の水田価格であったともいえる。もし、小作料反当2俵を基礎にしてみるならば、その20年分前後に相当する。あえて資本還元利子率を想定するならば、5%ということになる。全然説明のつかない土地価格とはいえないであろう。

畑価格は、場所や条件によって大きな差があり、標準の相場を求めるのは困難であるが、よい所で、水田のほぼ半値というのが一応の見安とされている。農業会議所調査では中・下畑が中・下田の丁度半分となっている。調査部落での事例はそれよりやや低目であるという印象であった。小作料反当、水田で米2～3俵、畑は裸麦1俵から米1俵というのが、田畑の地価比率の基準となっていると見做しうるのかも知れない。

（佐賀大学教授）